

稲スポーツセンター「ふれあいロビー」のご案内

稲スポーツセンターロビーを活用しませんか。

稲スポーツセンターでは、障害者施設等における自主製品や障害のある方が制作した作品等を展示し、障害者理解の促進を目的に開放することにいたしました。皆様のご利用をお待ちしております。



稲スポーツセンター「ふれあいロビー」利用に関する規程

目 的

稲スポーツセンター「ふれあいロビー」は、障害者施設等における自主製品、障害のある個人が制作した作品等を展示し、障害者理解を推進することを目的に開放するものです。

利用について

- 1 ロビーの利用期間は、2週間単位で最大4週間までとします。
(原則として搬入曜日を水曜日、撤収曜日を月曜日とします。)
- 2 作品等の展示は、原則としてロビー設置のショーケースを利用することとし、それ以外の場所での展示は認めません。
ただし、スポーツセンター所長が「展示に当たって壁面が望ましい」と認めた場合はその限りではありません。
- 3 利用に当たっては展示のみとします。
(販売を希望される場合は、利用者側で販売員を配置してください。)
- 4 展示品の搬入、搬出、ディスプレイは利用者で責任を持って行っていただきます。
- 5 展示物の破損並びに紛失、またそれに係る損害賠償等について、稲スポーツセンターは一切の責任を負いません。また、稲スポーツセンター利用者が関わる破損等においても、利用者に対しての責任を負わせないことを条件とします。
利用される方はあらかじめ了承のうえ、ご利用ください。
- 6 利用に当たって利用料金等は徴しません。
- 7 「ふれあいロビー」の利用を希望する団体(者)は、利用申込書に必要事項を記入のうえ、受付に提出してください。
- 8 審査の結果、利用承認された場合には「利用承認書」を発行します。
- 9 利用申込受付は先着順にとします。
- 10 申込書に記載した事項については厳守していただきます。
- 11 記載事項と異なる場合は利用承認を取り消し、以後の申込についてはお断りすることがあります。

展示内容について

- 1 展示可能なものは次のものとします。
障害者団体、障害者施設、障害者作業所等が制作した自主製品、または障害者個人が制作した作品など。
上記のものであっても、著作権に抵触するものは除外させていただきます。
- 2 以下に掲げる事項については利用できません。
政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を行っているもの。
他者や他団体を誹謗、中傷するもの。
法令や条例等に違反するもの。
公序良俗に反するもの。
稲スポーツセンター所長が、展示することが適当でないと判断するもの。

稲スポーツセンター「ふれあいロビー」利用申込書

年 月 日

大阪府立稲スポーツセンター所長 様

所在地 又は住所	〒
氏名（団体の場合、名称及び代表者氏名）	
電話番号	

次のとおり利用申込みいたします。

利用期間	年 月 日（ ）から	ショーケース利用数 （ ）台
	年 月 日（ ）まで	
	搬入予定時間 時 分頃	
	搬出予定時間 時 分頃	
展示内容	作品内容並びに作品数を記入してください	
確認事項	私、_____は、稲スポーツセンター「ふれあいロビー」に利用に際して利用規程を遵守し、作品の破損や紛失が発生した場合も稲スポーツセンター並び利用者に対して損害賠償等の請求行為は一切いたしません。	
	氏 名	㊟又はサイン